

第 24 期 第 37 回
別海町農業委員会総会議事録

令和5年6月16日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 3 7 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 6 月 1 6 日)

○開催日時 令和 5 年 6 月 1 6 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 101・102 会議室

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（21名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

2番	山	崎	茂	4番	市	川	義	晴
6番	藤	田	義	7番	中	洞	友	薫
8番	加	藤	純	9番	畠	山	友	子
10番	大	内	光	11番	芳	賀	健	均
13番	小	島	敏	14番	羽	石		一
15番	加	藤	和	17番	阿	部		浩
18番	藤	井	広	19番	木	幡	賢	誠
21番	山	田	良	22番	押	田	一	二
23番	林		武	24番	伊	藤		吉
25番	竹	花	新					

○欠席委員（5名）

1番	及	川	哲	夫	5番	石	毛	剛
12番	中	村	繁	男	16番	内	藤	幸
20番	浦	山	宏	一				

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主査	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

24番	伊	藤	一	吉	25番	竹	花	新	吉
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席24番 伊 藤 一 吉 ⑩

議席25番 竹 花 新 吉 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 3 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 37 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 21 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 1 番及川委員、5 番石毛委員、12 番中村委員、16 番内藤委員、20 番浦山委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。24 番伊藤委員、25 番竹花委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 6 件ございます。農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらに将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益

財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、山田委員外 7 名。あっせん結果、
不成立。

次号から 6 号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を
省略いたします。

第 2 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、
同上。あっせん結果、不成立。

第 3 号、あっせん対象地、—、計 m^2 。農地
の所有者、番地の、。あっせん委員、同上。
あっせん結果、不成立。

第 4 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地、
。あっせん委員、加藤真純委員外 4 名。
あっせん結果、不成立。

第 5 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、。あっせん
委員、加藤真純委員外 5 名。あっせん結果、不成立。

第 6 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地、。あっせ
ん委員、加藤和広委員外 5 名。あっせん結果、不成立。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、不成
立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年4月28日開催の第35回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります5月25日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。また、4号について 番 委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は8件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、8号について 番 委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第4 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、 番地の 、 。借人、

番地の []、[]。解約する土地、[]－[] 外 [] 筆、計 []
[] m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年8月29日
から令和6年8月28日まで。合意解約成立の日、令和5年6月1日。土地
の引渡しの時期、令和5年6月1日。

次号から第4号までの利用権の種類、合意解約成立の日は同文ですので朗
読を省略させていただきます。

第2号、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[]
番地の []、[]。解約する土地、[]－[] 外 [] 筆、計 []
[] m²。契約の内容、契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月3
1日まで。土地の引渡しの時期、令和5年6月2日。

次号から第4号までの土地の引渡しの時期は同文ですので朗読を省略させ
ていただきます。

第3号、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[]
[] 番地の []、[]。解約する土地、[]－[]、計 [] m²。契約の内容、契約
期間、令和5年5月23日から令和8年5月22日まで。

第4号、貸人、[] 番地の []、[]。借人、[]
[] 番地 []、[]。解約する土地、[]－[]、計 []
[] m²。契約の内容、契約期間、平成29年4月1日から令和9年3月3
1日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解
約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質
問ございませんか。

21番山田委員。

○21番 山田委員

1号の合意解約成立の日と土地の引渡しの時期が同日となっているのです
が、これは問題ないのでしょうか。

○事務局（志渡主査）

特に問題はありません。

○21番 山田委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は6件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第6号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきまして報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和5年6月2日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、4号については[]に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

それでは、議案第2号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何

か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第2号の4号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長(小野会長)

議事を再開します。

それでは議案第2号の4号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第2号の4号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第3号

○議長(小野会長)

日程第6 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、

。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、
一 、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 一 、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸貸するものである。借人は、経営規模拡大のため貸借するものである。貸借期間、許可日から5年間。貸貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 一 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 番地 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 一 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸貸するものである。借人は、経営規模拡大のため貸借するものである。貸借期間、許可日から5年間。貸貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 一 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、前号と同じです。許可を受けようとする土地の表示、 一 外 筆、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸貸するものである。借人は、経営規模拡大のため貸借するものである。貸借期間、許可日から5年間。貸貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、

— 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。

第 8 号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。
借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。賃借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は 円で、1 ヘクタール当たり約 円となっています。

以上で議案第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 3 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきましては 2 1 番山田委員。2 号及び 3 号につきましては 1 4 番羽石委員。4 号につきましては 1 0 番大内委員。5 号から 7 号につきましては 2 6 番信夫代理。8 号につきましては 1 0 番大内委員。

ここで、8 号については 委員に関する案件ですので、 番 委員につきまして農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び別海町農業委員会会議規則第 1 4 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

それでは、8 号につきまして 1 0 番大内委員お願いいたします。

○1 0 番 大内委員

御説明いたします。先ほど合意解約されたところでありまして、そこを近隣の が借りることになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 3 号の 8 号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第 3 号の 8 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 3 号の 8 号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

それでは、1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

説明いたします。先ほど合意解約のあった[]さんと[]の
の使用貸借です。先月の総会で1ヘクタール当たり[]円で賃貸借を
結んでおりましたが、これまで使用貸借で契約を結んでいたことから、賃貸
契約を解約し、40年間の使用貸借とするものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号及び3号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。第2号の畑ですが、こちらは先ほど[]さんが
合意解約をした畑です。[]さんが離農された後に新規就農で入られる[]
さんが3条で賃貸するものです。続いて第3号ですが、[]さんが[]
[]に売買するものです。この畑の隣も3条で[]が購入して
いるところの続きで、1ヘクタール当たり[]円となっていますが、牧柵
や川の淵ということもあって少し安いのかなと思っております。よろしくお
願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、[]さんですけれども10年ぐらい前に搾乳を中止されていま
す。その後は和牛をやっておられましたけれども、今年から規模を縮小する
ということで、その土地に隣接する[]が賃貸することになりましたの
でよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号から7号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

説明いたします。5号及び6号につきましては関連ですのでまとめて説明
いたします。5号及び6号の[]さん、[]さんは親子でして、
土地についても隣接している場所です。なお、5号の[]所有農地の
売買ですが、この土地は畑地目になっていますけれども数年前に相続で所有
された方から[]さんが譲り受けた土地で、草地としては長い間使われてい
なかった土地なので、今後、[]が買い取って畑として改良した後に利
用すると聞いています。立地的には問題ないと見ております。次に第7号の
[]さんですが、すでに経営移譲は行われており使用貸借で契約をしていた
のですけれども、今回、贈与という形で3条による権利移動を行うものです。
堅実に経営されているので問題ないと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

○委員

○議長（小野会長）

○委員

○議長（小野会長）

◎ 日程第 7 議案第 4 号

○議長（小野会長）

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

第1号、許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、面積、 m²。目的、農業用施設建設。計画内容、搾乳ロボット牛舎外、計 m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、 番地の 、 。

○議長（小野会長）

それでは1号につきまして、26番信夫代理お願いいたします。

○ 2 6 番 信夫代理

15

○議長（小野会長）

議案第４号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第８ 議案第５号

○議長（小野会長）

日程第８ 議案第５号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５第１項第６号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項により決定を求める。

本案は全部で３９件ございます。内訳は所有権の移転が２８件、利用権の設定が１１件となっております。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第１号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
 。所有権の移転をする土地、 － 外 筆、計
㎡。所有権の移転をする者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和５年６月１９日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和５年９月２９日。引渡しの日、令和５年 月 日。当事者間の法律関係、売買。

次号から２７号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの日、当事者間の法律関係、次号から２５号までの所有権の移転をする者、対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略いたします。

第２号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。

所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、
[] 円。

第 3 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 4 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[] 円。

第 5 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 6 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 7 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 8 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 9 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 10 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、
[] 円。

第 11 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[]、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[] 円。

第 12 号、所有権の移転を受ける者、[] 番地の []、[]。
所有権の移転をする土地、[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第 13 号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、
[] 外 筆、計 [] m²。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第14号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
外筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑
及び採草放牧地として利用。対価、[]円。

第15号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、[]
[]、計[] m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑
として利用。対価、[]円。

第16号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[]、計[] m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
[]円。

第17号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
外筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同
上。対価、[]円。

第18号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[] m^2 。
所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[]円。

第19号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[]
 m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[]円。

第20号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[]
 m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
[]円。

第21号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土
地、[]外筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、
利用目的、同上。対価、[]円。

第22号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[]
 m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
[]円。

第23号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[]
 m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
[]円。

第24号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]外筆、計[]
 m^2 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
[]円。

円。

第25号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
一 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、利用
目的、同上。対価、円。

第26号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
一 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、
の、。所有権の移転の内容、利用目
的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、円。対価
の支払い期限、令和5年9月30日。調整委員、及川委員、木幡委員。

第27号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
一 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、採草
放牧地として利用。対価、円。対価の支払い期限、令和5年11月
30日。調整委員、大内委員、木幡委員。

第28号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
一 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採
草放牧地として利用。対価、円。対価の支払い期限、令
和5年11月30日。調整委員、竹花委員、木幡委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m²。
利用権の設定をする者、番地の、。設定する
利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。
始期、令和5年6月19日。終期、令和10年6月18日。借賃、
円。借賃の支払いの方法、毎年、11月末日までに指定口座に振り込
むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、小島委員、押田委
員。

次号から第10号までの利用権の種類、借賃の支払いの方法、当事者間の
法律関係、次号から第11号までの始期、終期については同文ですので朗読
を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、一
外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。借賃、
円。調整委員、同上。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、[]円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、同上。借賃、[]円。調整委員、同上。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、[]円。調整委員、同上。

第6号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、[]円。調整委員、同上。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、[]円。調整委員、芳賀委員、加藤真純委員。

次号から第10号までの利用権を設定する者、調整委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第8号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。設定する利用権、内容、同上。借賃、[]円。

第9号、利用権の設定を受ける者、[]番地[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]、計[]m²。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、[]円。

第10号、利用権の設定を受ける者、[]番地[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。設定する利用権、内容、同上。借賃、[]円。

第11号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、同上。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、竹花委員、木幡委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から25号につきましては買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の26号につきましては19番木幡委員、27号につきましては10番大内委員、28号につきましては25番竹花委員、利用権の設定の1号及び2号につきましては13番小島委員、3号から6号につきましては25番竹花委員、7号から10号につきましては11番芳賀委員、11号につきましては25番竹花委員。

ここで、所有権の移転の2号については[]委員に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の所有権の移転の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の2号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

ここで、所有権の移転の26号については[]委員に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは26号につきまして19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

それでは説明いたします。この土地は[]と[]さんで長年にわたって賃貸をしていた土地ですが、今回、[]が購入することとなりました

のでよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の所有権の移転の26号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第5号の所有権の移転の26号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の26号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

ここで、利用権の設定の10号については 委員に関する案件ですので、 番 委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは利用権の設定の10号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明いたします。7号から9号までと関連があるのですが、地域で新規就農を目指しているので、数年にわたり4件が借りることになっています。その1件に さんもお願いしているものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の利用権の設定の10号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第5号の利用権の設定の10号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権の設定の10号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

それでは所有権の移転の27号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、 さんだったのですが、 さんの前に所有していた方が移転の登記手続きをしないまま昭和の初め頃にブラジルに転出してしましまして、その後なかなか進まなかったものを裁判所を通して登記手続きが済みました。それを現在使っている さんに売買することになったものがあります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして所有権の移転の28号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

説明します。28号ですが、土地を所有している さんですが、息子さんが亡くなってから営農を中止されていて、賃貸をしておりまして。この土地を借りていた方が今年は更新をしないということで調整をしていたのですが、候補者が見つからなく、急遽売買するということで隣接している さんに売買することとなりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の1号及び2号につきまして13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

説明いたします。 さんなのですが、今回、 さんから土地の賃貸をするものであります。よろしくお願いします。

それから、 さんなのですが、砂を採っておりまして、本来であれば売買したいという申出もあったのですが、砂の採取もあと数年で終わるので、それが終わり次第売買するということで、 さんと5年の賃貸を結んだものであります。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の3号から6号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○ 2 5 番 竹花委員

説明いたします。3号ですが、こちら土地の所有者が■■■■さんなのですが、4月総会でありました■■■■さんと■■■■の更新案件で■■■■さんが一部分借りなかった畑がありまして、その土地を今回、■■■■と賃貸する運びになったものです。

次に4号から6号についてまとめて説明いたします。所有者の■■■■さんですが搾乳の中止に伴い賃貸のあっせんの申出がありまして、調整を行った結果、隣接する■■■■さん、■■■■さん、■■■■に賃貸することとなりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の7号から9号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○ 1 1 番 芳賀委員

はい、説明いたします。■■■■さんの離農に伴い、新規就農を地域で目指したいということで、数年にわたり近隣の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんと賃貸をするものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の11号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○ 2 5 番 竹花委員

はい、説明します。■■■■さんですが、昨年の春に営農を中止しまして、その際にあっせんを行わなかった一部分の畑を■■■■さんと賃貸しておりまして、今回、■■■■さんと使用貸借を結ぶことになりました。以上です。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号の所有権の移転の2号、26号、利用権の設定の10号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の2号、26号、利用権の設定の10号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 6 号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は 1 件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、[]ー[]、面積 [] m² の内、[] m²。利用状況、雑種地。所有者、[] 番地の []、[]。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 6 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。10 番大内委員よろしく願いいたします。

○10 番 大内委員

はい、御説明します。この場所は 6 月 8 日に現地調査をしてまいりました。見に行ったときはフリーバーンのような施設の工事が始まっていたのですが、ここはもともと資材を置いたりしていた場所でした。所有者がもしかしたら畑のままになっているかもしれないと確認したところ大きな一枚の畑の番地のままで、その一角がもう雑種地になっていたのが遅れたということで我々で見てまいりまして、仕方ないと、そういう風に見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

議案第 6 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 6 号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 6 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第 37 回総会を閉会します。